

## JKCによる人工授精(低温・凍結精液)の 全犬種実施について (2015年10月1日以降の人工授精分から)

2015年7月発刊のGazette(No.646)に国内低温・凍結精液による人工授精の全犬種実施についてご案内がございましたのでご確認下さい。

### 国内凍結・低温精液による人工授精の全犬種実施について

本会では、輸入凍結・低温精液による人工授精と持込腹による血統登録を、2008年1月1日以降の人工授精分から実施致しました。

更に、ブルドッグ及びフレンチ・ブルドッグについては、航空機における機内預かりが規制されていることから、その交配に伴う輸送の困難さを考慮し、本会登録犬の凍結・低温精液を用いた人工授精による一胎子登録を、例外として2013年1月1日以降の人工授精分から実施いたしました。

この度、国内繁殖における犬質の向上と、希少犬種の保存のため、本会登録犬の凍結・低温精液を用いた人工授精による一胎子登録を全犬種において認めることとします。

2015年10月1日以降の人工授精分について実施します。

(1) 当該一胎子登録の牡犬に関する条件は、次の通りです。

- ① 精液採取時から人工授精までの間、当該牡犬所有者の変更がなく、精液の所有権についても当該牡犬所有者であること。
- ② 当該牡犬が、自然な方法により繁殖していること。
- ③ 当該牡犬が、人工授精時において存命であること。
- ④ 本会登録犬であり、DNA登録が完了していること。(同時申請可)

(2) 当該一胎子登録の牝犬に関する条件は、次の通りです。

- ① 人工授精時から一胎子登録までの間、当該牝犬所有者の変更がないこと。
- ② 当該牝犬が、自然な方法により繁殖していること。
- ③ 本会登録犬であり、DNA登録が完了していること。(同時申請可)

(3) 当該一胎子登録に関する条件は、次の通りです。

- ① 獣医師による所定の「精液の採取・授精証明書」を提出すること。
- ② 人工授精専用の一胎子登録申請書を用いること。
- ③ 一胎子全頭のDNA登録を行い、両親犬とのDNA親子判定を実施すること。

(4) 凍結・低温精液を用いた人工授精による一胎子登録犬の登録番号は次の形式となります。

XXX-00001/15A11

尚、2015年10月1日以降に登録される凍結・低温精液を用いた人工授精による全て(国内・国外を問わず)の一胎子登録については、マイクロチップ登録を行うこととします。

2015年7月発刊のGazette(No.646)より